

## 生徒やご家族等が新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合の対応について

1 生徒又は同居のご家族が、**発熱等の症状により感染が疑われると医師から診断され、PCR検査等を受ける場合**

(1) **生徒が検査を受ける場合**

⇒検査結果が判明するまで登校はお控えください。【出席停止といたします】  
陰性が確認され、症状が回復すれば、登校可能です。

(2) **同居のご家族が検査を受ける場合**

⇒ご家族等の陰性が確認されるまで、登校はお控えください。【出席停止といたします】

2. **ご家族や知り合い等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、生徒が濃厚接触者と特定され、PCR検査等を受ける場合**

⇒検査で陰性が確認されても、生徒は出席停止となります。停止期間は保健所の指示によりますが、基本は感染者と最後に**濃厚接触**をした翌日から起算して**2週間**です。

3. **同居のご家族等が、濃厚接触者としてPCR検査等を受けることになったが、生徒は濃厚接触者と特定されず検査対象とはならなかった場合**

⇒ご家族等の陰性が確認されるまでは、登校はお控えください。【出席停止といたします】

4. **生徒又は同居のご家族等が、保健所の指示などで行政検査としてPCR検査等を受ける場合**

(1) **新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒又は教職員が確認された際に、保健所の判断で、学年・学級の生徒や教職員など広範囲に検査が行われる場合。**

⇒検査で陰性が確認されれば登校できます。

(2) **同居のご家族の職場等で新型コロナウイルス感染症罹患者が確認され、ご家族は濃厚接触者とは特定されなかったが、保健所の判断で検査を受ける場合**

⇒生徒は登校を控える必要はありませんが、念のために検査結果が出るまで登校を控える場合は、出席停止といたします。なお、ご家族が検査で陽性となった場合は「2.」に該当します。

5. **検査の結果、生徒や教職員の陽性(新型コロナウイルスに感染)が判明した場合**

⇒医師により出席が可能と診断されるまで出席停止となります。また、保健所の指導により、校内の消毒や4. (1)の検査が行われる場合は、1～2日間学校休業になることもあります。

出席停止となった場合は、不要不急の外出を避け、家庭内でお過ごしください。また、本通知でお知らせした内容に該当する場合は、ただちに学校(622-6542)にご連絡ください。なお、出席停止の措置をとった場合は、欠席にはなりませんのでご承知おきください。